

- 令第121条の2（屋外階段の構造）適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造の場合（注：階段部材の一部（仕上材等を除く）が木造で構成される場合を含む）の記入例です。

確認申請書（第四面）

【19. 備考】

- ・屋外直通階段は木造（又は木造部分を有する）

【法令適用の説明】

※直通階段（令第120条）は、令第117条第1項適用を受ける避難階以外の階に必要で、屋外に設ける直通階段は原則、木造としてはならない（令第121条の2、但し木造で準耐火構造且つ有効な防腐措置を講じたものを除く）とされています。

◆令第117条第1項の適用範囲（下記のいずれかに該当すれば適用）

- 1) 法別表第1（い）欄
 - (1) 項：劇場、公会堂、集会場など
 - (2) 項：病院、ホテル、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設など
 - (3) 項：学校、体育館、図書館、スポーツ施設など
 - (4) 項：百貨店、展示場、物販店舗など
- 2) 階数が3以上である建築物
（注：用途不問、階数3につき地下1階地上2階も適用）
- 3) 令第116条の2第一号に該当する無窓居室を有する建築物
（有効採光面積が居室1/20以上確保されない居室）
- 4) 延べ面積1000㎡を超える建築物

【留意事項】

※令和4年4月1日施行の改正建築基準法施行規則により、令第121条の2（屋外階段の構造）の適用を受ける建築物については、「直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置」を設計図書等に明示することとなりました。（参考までに特記仕様書（例）をご用意しました）

※階段部材の一部が木造の場合も適用されます。

※木造建築物に木造以外（鉄骨造等）の屋外階段を設ける場合も、当該階段が自立している場合を除き、木造躯体との取り付け部分等における接合（緊結）や防水、防腐措置等について明示して頂く必要があります。

※中間・完了検査申請書第四面（工事監理の状況）備考欄にも照合図書や照合内容を詳細に記載することが求められます。（記入例をHPに掲載致します。）